

青森県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第3 検査の種類及び実施方法

1 検査の種類

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての指定障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(2) 特別検査

指定障害福祉サービス事業者等の指定取消処分事案が発生した場合に、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し実施する。

2 検査の実施方法

(1) 検査対象の選定

ア 一般検査

すべての指定障害福祉サービス事業者等を対象として計画的に検査を実施することとし、原則として、青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成16年6月22日制定）等に基づき定期的に実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導等の対象を、一般検査の対象とする。

イ 特別検査

青森県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成16年6月22日制定）に基づき実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する監査等において、指定障害福祉サービス事業者等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合、当該指定障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査実施の根拠規定、検査実施の日時及び場所、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を、検査対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない。（通知していない場合は、立入時に速や

かに告知する。)

(3) 一般検査の実施

一般検査に当たっては、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により実施する。

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

イ 指定障害福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求める。

ウ 指定障害福祉サービス事業者等の事業所等（以下「指定事業所等」という。）へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善を要する事項を文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(4) 特別検査の実施

ア 指定障害福祉サービス事業者等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所等へ立ち入るなど、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

イ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、改善を要する事項を文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

ウ 指定障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を関係市町村に通知する。

(5) 検査における留意事項

ア 身分を証明する証票の携帯

検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

イ 検査担当職員の心得

(ア) 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

(イ) 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

ウ 検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示したうえで、指定障害福祉サービス事業者等の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、指定障害福祉サービス事業者等が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

エ 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

オ その他

被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適切な見直しに努めること。

3 行政上の措置等

- (1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、行政上の措置の事項等を記載したうえ、改善期限を付して文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

- (2) 指定障害福祉サービス事業者等が3 (1) イの命令に違反したときは、事業者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名、違反の内容等を記載した文書により関係市町村長に通知するものとする。
- (3) 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、事業者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名、検査実施年月日、検査結果の概要等を記載した文書により当該市町村長に通知するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業者等の指定取消が行われた不正事案への指定障害福祉サービス事業者等の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係市町村長に対しても、事業者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名、検査実施年月日、検査結果の概要等を記載した文書により通知するものとする。

第4 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。